

会社分割法制の創設に伴う上場制度等の対応について

平成13年2月28日

名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>上場・売買・決済制度</p> <p>1. 人的分割に係る新設会社又は非上場承継会社の速やかな上場</p> <p>(1) 上場審査基準</p> <p>a 既存市場の上場審査基準の取扱い</p> <p>(a) 設立後経過年数</p> <p>(b) 株主資本の額・利益の額</p> <p>b 成長企業市場の上場審査基準の取扱い</p> <p>(a) 売上高</p> <p>(b) 株式の分布状況</p> <p>(2) 上場審査</p>	<p>上場会社の人的分割（一部人的分割を含む。以下同じ。）により設立された会社又は営業を承継した非上場会社（以下「対象会社」という。）の株券について、その株主に早期に流通の機会を提供する観点から、会社分割後速やかに新規上場できるよう対応を図る。</p> <p>承継される営業の上場会社における活動期間を加算して設立後経過年数を算出することができることとする。</p> <p>上場会社における承継される営業部門に係る株主資本の額・利益の額に相当する額を審査対象とすることができることとする。</p> <p>上場会社における承継される営業部門に係る売上高に相当する額を審査対象とすることができることとする。</p> <p>上場の際して公募・売出しを行わない場合には、会社分割により分割会社である上場会社の株主（その少数特定者を除く。）に割り当てられる対象会社の株式の数及び当該株主の数を公募・売出株式数に係る基準及び株主数に係る基準の審査対象とすることができることとする。</p> <p>上場審査は、対象会社及びその企業グループについて、分割会社である上場会社における実績及び分割計画等に基づき行う。</p>	<p>・原則として通常の上場審査基準への適合を求めるが、会社分割前の上場申請を受け付けるとともに、基準の適用においても速やかな上場に配慮した対応を図る。</p> <p>・上場審査は、既存市場又は成長企業市場への上場申請に基づき、それぞれの基準にしたがって行う。</p> <p>・(3)により提出される財務情報を記載した資料等に基づき審査を行う。</p> <p>・(3)により提出される財務情報を記載した資料等に基づき審査を行う。</p> <p>・事前審査を行うことにより、上場会社が会社分割の決議に係る手続を行う際に、</p>

<p>(3) 上場申請書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承継する営業に係る財務情報に関する資料</li> </ul>	<p>上場申請に際して提出する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、分割会社である上場会社から承継される営業に関する上場申請日の前2年間の事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表に相当する財務情報を記載した資料を添付する。</p>	<p>対象会社の上場の可否についておおよその見通しを把握することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分割期日の1か月前を目途に上場承認・公表を行う。</li> <li>・(3)の書類には、公認会計士等の意見表明のの実施を要する。(意見表明の手続のための基準は別途定める。)</li> <li>・上場会社の物的分割など継続開示会社の事業部門を承継した会社(主要な営業が継続開示会社から承継されたものに限る。)の新規上場についても、承継前の期間に係る(3)の書類を提出する場合には、会社設立後上場申請日の直前事業年度の末日までに1年間を経過していないときであっても上場申請を受け付ける。(設立後経過年数、株主資本の額、利益の額についても、(1) a(a)(b)と同様の取扱いとする。)</li> </ul>
<p>2. 上場会社の人的分割により発行される株券の上場時期等</p> <p>(1) 上場時期</p> <p>(2) 分割会社株券の売買停止</p>	<p>1. の基準により新規上場する株券及び上場会社が承継会社となる人的・吸収分割により発行される新株(株式公開会社が分割会社となるものに限る。)は、その株主に早期に流通の機会を提供する観点から、分割期日から上場する。ただし、設立会社の設立登記又は承継会社の変更登記が分割期日から起算して4営業日目以後の日に行われる場合は、登記の日の2営業日前の日の上場する。</p> <p>会社分割を行う上場会社が株券提出手続を行う場合は、その株券について、株券提出期間満了の日の3営業日前の日から株式併合の効力発生の日の前日まで売買を停止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保振機構の残高をもって売買・決済を行う。</li> </ul>

(3) 権利落の期日の基準 値段	上場会社の人的分割に係る権利落の期日については、需給の拮抗点を早期に発見し売買を円滑に行う観点から、基準値段を定めず、制限値幅を適用しないことができることとする。	・直接上場銘柄と同様の取扱いとする。
3 . 適時開示	上場会社は、上場会社の業務執行を決定する機関が会社分割を行うことについての決定をした場合及びその子会社の業務執行を決定する機関が会社分割を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。	
4 . 提出書類	<p>上場会社が会社分割を行う場合には、次の書類を提出する。この場合において、a、b、d、fの書類については、公衆の縦覧に供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 分割計画書又は分割契約書の写し</li> <li>b 商法上の事前開示書類の写し（aの書類を除く。）</li> <li>c 分割日程表</li> <li>d 商法上の事後開示書類の写し</li> <li>e 登記簿抄本</li> <li>f 分割会社となる会社分割を行うとき又は非上場会社から営業を承継する会社分割を行うとき 承継される営業及び分割の相手会社等について記載した「会社分割概要書」</li> <li>g 第三者機関の作成による株式割当比率算定書（非上場会社と会社分割を行うときにおいて、上場会社について簡易分割であるときを除く。）</li> </ul>	・その他、1 . による上場申請が行われる場合には、上場申請に関する書類の提出を要する。
5 . 会社分割を行った上場 会社の上場廃止		
(1) 非上場会社等と会社 分割を行った上場会社 の不適當な合併等に関 する上場廃止	<p>次に掲げる上場会社について、会社分割によりその実施前の上場会社が実質的な存続会社でなくなったと名証が認めた場合において、上場会社が3か年以内に上場審査基準に準じて名証が定める基準に適合しないときは、上場を廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 非上場会社から会社分割により営業を承継した上場会社</li> <li>b 分割会社となる会社分割を行った上場会社（当該行為の決定日からさかのぼって3か年以内に非上場会社から営業の譲受け</li> </ul>	

<p>(2) 上場契約の当事者たる地位の喪失による上場廃止</p> <p>6. 新規上場申請者の申請事業年度における会社分割</p> <p>7. 上場転換社債券の取扱い</p> <p>(1) 他の会社に承継される転換社債の上場廃止</p> <p>(2) 他の会社に承継される転換社債の新規上場</p> <p>(3) 分割会社の上場転換社債券の売買の停止</p> <p>信用取引制度</p> <p>・制度信用取引の取扱い</p> <p>施行日</p>	<p>をを行っている場合等に限る。)</p> <p>上場会社が上場契約の当事者たる地位を喪失することとなった場合は、その上場を廃止する。</p> <p>新規上場申請者が、上場申請日の属する事業年度の初日以後、会社分割を行った場合又は行う予定のある場合(上場後相当期間経過後の予定である場合を除く。)であって、新規上場申請者が当該会社分割により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると名証が認めるときは、上場申請を受け付けない。</p> <p>会社分割により上場転換社債が他の会社に承継される場合には、分割期日の4営業日前の日(分割会社が株券提出手続を行う場合には、株券提出期間満了の日の3営業日前の日)に上場を廃止する。</p> <p>会社分割により上場転換社債が他の上場会社に承継される場合又は上場転換社債を承継した会社の株券が1.の基準により新規上場される場合には、分割期日(設立会社の設立登記又は承継会社の変更登記が分割期日から起算して4営業日目以後の日に行われる場合は、当該登記の日の2営業日前の日)に新規上場する。</p> <p>上場転換社債が分割会社に存続することとなる場合において、当該会社が株券提出手続を行う場合は、株券の売買停止期間と同じ間、上場転換社債券についても売買停止を行う。</p> <p>制度信用取引を行っている銘柄につき人的分割が行われ、設立会社又は承継会社の株式を受ける権利(以下「承継会社株等引受権」という。)が割り当てられた場合は、正会員は、別紙のとおり算出した承継会社株等引受権の価額に相当する額の金銭を割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p> <p>平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>・上場会社が分割計画書・分割契約書において、上場契約を他の会社に承継させることとした場合</p> <p>・合併、株式移転等に係る取扱いについても、上場後相当期間経過後の予定である場合を除くものとする。</p> <p>・上場転換社債には、名証非上場銘柄である他市場上場銘柄及び店頭登録銘柄を含む。</p> <p>・現行の新株引受権等の処理の方法と同様</p>
--	---	---

以上

別紙 承継会社株等引受権の価額の算出方法

1. 貸借取引の権利処理のために中部証券金融株式会社（以下「中証金」という。）がその銘柄について承継会社株等引受権の売入札を行う場合

$$\frac{\text{承継会社株等引受権処分総代金}}{\text{落札新株引受権の数}} \times \text{承継会社株式等割当率}$$

2. 貸借取引の権利処理のために中証金とその銘柄について承継会社株等引受権の買入札を行う場合

$$\frac{\text{承継会社株等引受権買入総代金}}{\text{落札新株引受権の数}} \times \text{承継会社株式等割当率}$$

3. 貸借取引の権利処理のために中証金とその銘柄について承継会社株等引受権の売入札又は買入札を行わない場合

- イ. 権利落の期日において承継会社株式が公開されている場合

$$\left( \text{分割会社の権利付売買最終日の承継会社株式の最終価格}^{(注1)} - \text{承継会社株式に係る経過配当金等}^{(注2)} \right) \times \text{承継会社株式等割当率}$$

なお、割り当てられる承継会社株式に課税が生じ調整を要する場合は、その都度これを定める。

- ロ. 権利落の期日において承継会社株式等が公開されていない場合

$$\text{権利付売買最終日の分割会社株式の最終価格}^{(注1)} - \text{権利落の期日の分割会社株式の前場の一株当たりの平均売買代金}^{(注3)}$$

なお、算出された価格が0円より小さくなる場合は、承継会社株等引受権の価額を0円とする。

(注1) 最終気配値段を含む。

(注2) 経過配当金等の取扱いについては、現行の配当落時等の処理方法と同様とする。

(注3) 権利落の期日の午前立会に分割会社株式に約定がなかった場合は、同日の午後立会の一株当たりの平均売買代金、また、同日の売買立会において約定がなかった場合は、同日の最終気配値段とする。

以 上